証券コード6455
平成21年６月８日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役社長　中島正博

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年６月25日（木曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成２１年６月２６日（金曜日）午前10時

2. 場　所　兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
株式会社モリタ　三田工場会議室

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第76期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱により株価の下落や企業倒産が相次ぐなど景気は急速に悪化してまいりました。

このような情勢のもとで、当社といたしましては、平成20年10月１日をもって持株会社へ移行し、当社グループの収益力強化、企業価値の向上を目指しております。具体的には、主力の消防ポンプ部門の収益をより強固なものにするとともに、特に消火器、防災設備を中心とした防災部門を消防ポンプ部門に次ぐ第二の柱へ成長させていくことを最重要課題の一つとしており、昨年11月、宮田工業株式会社の普通株式を公開買付けにより取得し、連結子会社といたしました。これにより同社が、当社グループとのシナジー効果を発揮し、中核会社へ発展することは、企業価値の更なる向上に大きく貢献するものと考えております。

このような状況にあって、当社グループの売上高は、前期比10,347百万円増加し56,704百万円（22.3％増）となりました。営業利益は、前期比59百万円増加し2,383百万円（2.5％増）、経常利益は前期比129百万円増加し2,783百万円（4.9％増）となりました。当期純利益は、前期比52百万円増加し1,119百万円（5.0％増）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、売上高は、宮田工業株式会社の連結子会社化による増加、また、消防ポンプ部門における大容量泡放射システムの売上が寄与したこともあって、前期比7,210百万円増加し、39,239百万円（22.5％増）となり、営業利益は三田新工場への移転に伴う減価償却費等の増加により前期比34百万円減少し1,836百万円（1.8％減）となりました。

環境関連事業におきましては、売上高は、ギロチンプレス、スクラッププレス等の産業機械部門は堅調に推移し、15,829百万円と前期比879百万円（5.9％増）の増収となりました。また、営業利益は487百万円と前期比34百万円（7.6％増）の増益となりました。

その他事業におきましては、連結子会社となりました宮田工業株式会社の自転車部門において、売上高は2,281百万円、営業利益は57百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

経営環境はますます厳しさを増し、急激に変化していくものと予想されます。当社は、この変化に対応しつつ、メーカーの原点である「技術の向上」と「顧客満足の実現」に立ちかえり、顧客に支持される強いブランドづくりを目指します。そして、具体的な対処すべき課題は次のとおりであります。

① 既存事業の収益力強化
② 海外事業の収益拡大
③ 高付加価値製品の投入によるマーケットシェアの向上
④ 人材育成

当社グループは、経営のスピードアップ、収益力の強化により企業価値の一層の向上を目指してまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達としては、当社が金融機関より主に宮田工業株式会社の普通株式の公開買付けのための資金として、50億円の長期借入金を調達しております。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の合理化など総額571百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成20年10月１日付をもって、ポンプ事業部門、防災事業部門、環境事業部門をそれぞれ新設の株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック、株式会社モリタ環境テックの３社を承継会社とする分社型新設分割により、持株会社制へ移行いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、公開買付けの結果平成20年11月14日付をもって宮田工業株式会社の普通株式19,674,400株（平成21年３月31日末現在同社の発行済株式総数の約79％）を4,033百万円（買付価格 1株につき205円）で取得しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第73期 (17/４～18/３)	第74期 (18/４～19/３)	第75期 (19/４～20/３)	第76期 (20/４～21/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	44,004	42,593	48,450	53,546
売　上　高 (百万円)	45,413	41,592	46,357	56,704
経 常 利 益 (百万円)	3,419	2,376	2,653	2,783
当 期 純 利 益 (百万円)	2,101	1,336	1,066	1,119
１株当たり当期純利益 (円)	45.60	31.04	25.11	26.63
総　資　産 (百万円)	58,590	59,165	60,456	74,310

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

(10) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社　モ リ タ	100 百万円	100 %	消防車の製造、販売
株式会社 モリタ防災テック	100	100	消火器、消火設備等の販売
株式会社 モリタ環境テック	100	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社 モリタエコノス	400	100	環境衛生車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100	消防車のオーバーホール
株式会社 モリタ総合サービス	100	100	消防車部品の製造
株式会社 モリタユージー	40	100	消火器、消火設備等の製造、販売
宮 田 工 業　株 式 会 社	1,428	79	消火器、消火設備等並びに自転車の製造、販売
株式会社 北海道モリタ	30	50	消防車の製造、販売

(注)　１．連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社13社であります。
２．株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック及び株式会社モリタ環境テックの３社は、平成20年10月１日付の会社分割による持株会社制移行に伴い、新設しております。
３．宮田工業株式会社は、公開買付けの結果平成20年11月14日付をもって当社の子会社となりました。
４．株式会社モリタユージーは、株式会社モリタ防災テックを通じての間接所有となっております。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境衛生車輌、環境機器の製造販売及び環境プラントの設計、施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主　要　製　品
防災関連事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環境関連事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌
その他事業	自転車

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号

東京本社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号

② 子会社

株式会社モリタ

本　　社	兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
営業拠点	東京営業部［東京都港区］、大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

株式会社モリタ防災テック

本　　社	東京都港区西新橋三丁目25番31号
営業拠点	東京防災営業部［東京都港区］、大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］

株式会社モリタ環境テック

本　　社	千葉県船橋市小野田町1530番地
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市］、西日本営業部［大阪市・名古屋市・福岡市］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	大阪府八尾市神武町１番48号
営業拠点	仙台支店［仙台市］、埼玉支店［埼玉県上尾市］、千葉支店［千葉市］、東京支店［東京都江東区］、神奈川支店［横浜市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［兵庫県西宮市］、広島支店［広島市］、四国支店［高松市］、福岡支店［福岡県大野城市］
生産拠点	本社工場［大阪府八尾市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市］、中部営業部［名古屋市］、西日本営業部［大阪市］、福岡営業部［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］、関東工場［千葉県船橋市］

宮田工業株式会社

本　　社	神奈川県茅ヶ崎市下野屋一丁目１番１号
営業拠点	東京営業所［東京都品川区］、名古屋営業所［愛知県愛知郡長久手町］、大阪営業所［大阪府吹田市］、福岡営業所［福岡市］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市］、東北工場［宮城県栗原市］

株式会社モリタ総合サービス

大阪市生野区小路東五丁目５番20号

株式会社モリタユージー

東京都千代田区神田須田町二丁目３番地５

株式会社北海道モリタ

札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,492名	349名増

（注）　従業員数が当期に349名増加しておりますが、主として平成20年11月14日付で、宮田工業株式会社を連結子会社化したことによるものであります。

(14) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高
		百万円
当社	株式会社みずほコーポレート銀行	4,570
	株式会社三井住友銀行	3,750
	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,590
宮田工業株式会社	株式会社三井住友銀行	900
	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	900

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　　46,918,542株（自己株式4,566,298株を含む）

(2) 株主数　　5,047名

(3) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主

該当事項はありません。

なお、上位10位の株主の状況は次のとおりであります。

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
第一生命保険相互会社	3,265	7.70
モリタ取引先持株会	2,352	5.55
株式会社みずほコーポレート銀行	2,087	4.92
住友信託銀行株式会社	2,082	4.91
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,048	4.83
株式会社三井住友銀行	2,007	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,398	3.30
モリタ従業員持株会	1,025	2.42
DEUTSCHE WERTPAPIERSERVICE BANK AG RE DRESDNER RE EQUITIES	991	2.33
宮田工業株式会社	900	2.12

（注）　出資比率は自己株式（4,566,298株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

平成16年６月29日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

① 新株予約権の数
１，９８２個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式　１，９８２，０００株

③ 新株予約権の発行価額
無償

④ 新株予約権の行使価額
１株につき658円

⑤ 新株予約権の行使条件

ⅰ．新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後１年間に限り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ．新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ．その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使期間
平成18年７月１日から平成23年６月30日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	45個	普通株式　45,000株	3名
監　査　役	40個	普通株式　40,000株	3名

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	新村鋭男	㈱モリタテクノス 代表取締役会長
代表取締役社長	中島正博	㈱モリタ 代表取締役社長
常務取締役	浅田栄治	管理サービス担当
取締役	北村賢一	㈱モリタ環境テック 代表取締役社長
取締役	土谷和博	㈱モリタ防災テック 代表取締役社長
取締役	川口和三	
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	西田一成	
監査役	松村和宜	弁護士
監査役	益田莞爾	

(注) 1. 川口和三氏は、社外取締役であります。
2. 広瀬 郷、松村和宜の両氏は、社外監査役であります。
3. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取締役 橋本文一（平成20年６月27日）
取締役 川口和三（平成20年６月27日）
(2) 退任
取締役 生地雅昭（平成20年９月30日 辞任）
取締役 前畠幸広（平成20年９月30日 辞任）
取締役 橋本文一（平成20年９月30日 辞任）
4. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
監査役 益田莞爾（平成20年６月27日）
(2) 退任
監査役 柴田正興（平成20年６月27日 辞任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	９名	182百万円（うち社外取締役 １名 5百万円）
監査役	５名	35百万円（うち社外監査役 ２名 16百万円）

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

② 他の会社の社外役員との兼任状況
該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	川　口　和　三	昨年6月に取締役に就任した後に開催の取締役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
監　査　役	広　瀬　　郷	当期開催の取締役会16回のうち14回及び監査役会８回全てに出席し、主に金融機関での豊富な業務経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	松　村　和　宜	当期開催の取締役会16回のうち12回及び監査役会８回のうち７回に出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

（注） 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回あります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

なお、太陽ＡＳＧ監査法人は、平成20年７月15日付けをもって、法人組織を有限責任監査法人へ移行し、名称を太陽ＡＳＧ有限責任監査法人に変更しております。

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	17百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	8百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、宮田工業株式会社の株式取得に係る財務デュー・デリジェンス業務を依頼し、対価を支払っております。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である宮田工業株式会社は、あずさ監査法人の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任することができます。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針に関する件

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、会社法第362条第４項第６号に定められた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、その構築に関する基本方針を決議いたしました。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」を決議し、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置し、子会社・関連会社（以下、「グループ各社」という）は適切な会社の委員会に加盟する。

(ロ)コンプライアンス委員会は独立して、事実関係調査、会社への報告、対応の決定、フィードバック、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)当社管理サービス本部に法務室を設置し、コンプライアンス委員会の事務局として、グループ各社の統制窓口になるとともに、当社及びグループ各社の全役職員に対し、それぞれがコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導する。

(ニ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。
(ホ)代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を執行する。
(ヘ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を毎月開催する取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
(ト)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(チ)リスク情報の早期発見と不正抑止効果のため、当社管理サービス本部長を委員長として内部通報制度委員会を設置し、問題発生時の事実関係の調査と対応策を決定する。また、必要に応じて取締役会への報告や再発防止策の提案にあたる。
(リ)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した当社及びグループ各社の役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(ロ)監査役は、取締役の職務執行に係る文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社及びグループ各社の各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各社、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)当社経営企画室には、当社及びグループ各社の各部署から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社及びグループ各社ごとに取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、グループ各社の代表者及び本部長クラスの取締役、執行役員による早朝会議を原則として毎週１回開催し、各社、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社及びグループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)社長直轄の監査室は、計画的にグループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
(ロ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ハ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、毎月開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。

(ロ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
(ハ)コンプライアンス委員会や内部通報制度委員会には常勤監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、グループ各社各部門の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成21年５月18日開催の取締役会決議により、宮田工業株式会社を株式交換により完全子会社とすることを決議いたしました。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(74,310)**	**(負債の部)**	**(44,960)**
流動資産	**37,178**	**流動負債**	**29,506**
現金及び預金	9,212	支払手形及び買掛金	14,781
受取手形及び売掛金	17,403	短期借入金	8,000
たな卸資産	8,987	1年内返済予定の長期借入金	1,637
繰延税金資産	708	未払金	955
その他	918	未払法人税等	916
貸倒引当金	△51	未払消費税等	183
固定資産	**37,131**	賞与引当金	806
有形固定資産	**30,686**	役員賞与引当金	78
建物及び構築物	7,044	製品保証引当金	116
機械装置及び運搬具	1,901	その他	2,031
土地	21,229	**固定負債**	**15,453**
建設仮勘定	83	長期借入金	8,677
その他	426	繰延税金負債	1,560
無形固定資産	**451**	退職給付引当金	1,631
のれん	124	役員退職慰労引当金	180
ソフトウエア	317	再評価に係る繰延税金負債	2,183
その他	9	その他	1,221
投資その他の資産	**5,993**		
投資有価証券	4,324	**(純資産の部)**	**(29,349)**
繰延税金資産	403	**株主資本**	**29,798**
その他	1,535	**資本金**	**4,746**
貸倒引当金	△270	**資本剰余金**	**4,362**
		利益剰余金	**23,400**
		自己株式	**△2,711**
		評価・換算差額等	**△1,935**
		その他有価証券評価差額金	**△269**
		繰延ヘッジ損益	**△4**
		土地再評価差額金	**△1,600**
		為替換算調整勘定	**△61**
		少数株主持分	**1,486**
資産合計	**74,310**	**負債純資産合計**	**74,310**

連結損益計算書

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**56,704**
売上原価		**44,794**
売上総利益		**11,910**
販売費及び一般管理費		**9,526**
営業利益		**2,383**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	110	
持分法による投資利益	119	
その他	480	710
営業外費用		
支払利息	233	
その他	76	310
経常利益		**2,783**
特別利益		
固定資産売却益	39	
貸倒引当金戻入額	237	
投資有価証券売却益	28	
会員権売却益	2	
前期損益修正益	16	323
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	509	
会員権評価損	12	
特別退職金	325	
減損損失	744	
その他	1	1,594
税金等調整前当期純利益		**1,512**
法人税、住民税及び事業税	1,189	
法人税等調整額	△942	246
少数株主利益		147
当期純利益		**1,119**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年３月31日残高	4,746	4,365	21,345	△2,496	27,959
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△419		△419
当期純利益			1,119		1,119
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		△2		5	3
新連結子会社保有の自己株式				△210	△210
土地再評価差額金の取崩			1,355		1,355
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△2	2,055	△215	1,838
平成21年３月31日残高	4,746	4,362	23,400	△2,711	29,798

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定		
平成20年３月31日残高	345	△0	△244	49	298	28,408
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△419
当期純利益						1,119
自己株式の取得						△10
自己株式の処分						3
新連結子会社保有の自己株式						△210
土地再評価差額金の取崩						1,355
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△615	△3	△1,355	△110	1,187	△896
連結会計年度中の変動額合計	△615	△3	△1,355	△110	1,187	941
平成21年３月31日残高	△269	△4	△1,600	△61	1,486	29,349

連　結　注　記　表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社……13社
   株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ総合サービス、株式会社モリタユージー、宮田工業株式会社、株式会社モリタエンジニアリング、株式会社上野モリタ、株式会社北海道モリタ、株式会社アルボ、エント一株式会社
   当連結会計年度において、株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック及び株式会社モリタ環境テックは、それぞれ当社のポンプ事業、防災事業及び環境事業を承継する新設分割により設立されたため、連結の範囲に含めております。
   また、宮田工業株式会社は、普通株式を公開買付けにより取得したことにより子会社となったため、連結の範囲に含めております。
   非連結子会社……２社
   康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.
   非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
   持分法を適用した関連会社の数……３社
   株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司
   持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称は、康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.及び鹿児島森田ポンプ株式会社であり、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
   持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司の２社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
5. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
6. 会計処理基準に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
   ① 有価証券
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
   （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   時価のないもの……移動平均法による原価法
   ② たな卸資産
   評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
   評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
   原材料……移動平均法
   貯蔵品……最終仕入原価法
   ③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（追加情報）

平成20年度の法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から耐用年数の変更を行っております。

この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、当連結会計年度における営業利益が70百万円、経常利益が82百万円、税金等調整前当期純利益が85百万円減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の方法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金

販売済製品についてのアフターサービス費用にあてるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜会計方針の変更＞

1. 棚卸資産の評価に関する会計基準

当連結会計年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）を適用しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用しております。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。この変更による損益に与える影響はありません。

＜連結貸借対照表の注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額　20,801百万円

2. 担保提供資産　有形固定資産　4,005百万円
   担保に係る金銭の債務　短期借入金　1,800百万円

3. 保証債務　康鴻森田（香港）有限公司　99千米ドル

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
   ・再評価を行った年月…平成14年３月31日
   ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
   … 1,541百万円

＜連結損益計算書の注記＞

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	大阪府東大阪市	土地	744

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度においては、大阪府東大阪市の旧枚岡工場は、譲渡先が決定されたことなどにより、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜連結株主資本等変動計算書の注記＞

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月27日定時株主総会	普通株式	211	5.00	平成20年３月31日	平成20年６月30日
平成20年11月４日取締役会	普通株式	（注）　211	5.00	平成20年９月30日	平成20年11月28日

（注）配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額4百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	211	5.00	平成21年３月31日	平成21年６月29日

（注）配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額4百万円を含んでおります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数　普通株式　1,560,000株

＜１株当たり情報の注記＞

1. １株当たり純資産額　669円19銭
2. １株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　26円63銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	1,119百万円
普通株式に係る当期純利益	1,119百万円
普通株式の期中平均株式数	42,030千株

＜重要な後発事象の注記＞

株式交換

当社は、平成21年５月18日開催の取締役会において、宮田工業株式会社（以下「宮田工業」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社とし、宮田工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

(1) 株式交換の目的

当社は、宮田工業を連結子会社化することを目的に、平成20年10月9日から平成20年11月7日まで、宮田工業株式の公開買付けを実施いたしました。その結果、現時点で当社は宮田工業株式を22,514,400株（総株主の議決権に対する所有割合79.92％）保有するに至っております。

当社グループは、近年、激化する国内外での競争に勝ち残り、各事業の収益を更に向上していくには、これまで以上にスピーディー、且つ大胆な意思決定による機動的な経営を行い、また各事業の市場や業態を変革させ、かつ適合する個々の体制を整備することが不可欠との認識のもと、平成20年10月1日をもって持株会社制へ移行し、高い収益力ととも

に、成長性溢れる企業グループへの変革を目指しております。具体的には、主力のポンプ事業の収益をより強固なものとするとともに、特に、消火器、防災設備を中心とした防災事業をポンプ事業に次ぐ第２の柱へ成長させていくことを最重要課題の１つとしております。

この考えの下、当社は、宮田工業を連結子会社化し、双方が持つ技術を相互に活用した新たな商品提案や、双方が強みとする販売チャネルや営業インフラの相互活用など、より一層緊密な連携を築くことの検討を推し進めております。

しかしながら、未曾有の世界的金融危機が実体経済へも深刻な影響を及ぼすなか、両社の経営環境においてもその影響は確実に波及しており、予断を許さない状況にあります。当社としては、このような経営環境が急変する中で当初予定の成果を上げるためには、これまでの両社の関係からさらに踏み込んで、当社が宮田工業を完全子会社化することにより、経営判断をより一層、迅速かつ的確に行うことが必要と考えます。それとともに、従前にも増して、両社の経営資源をより緊密に連携させ、生産性の向上、業務の効率化を実行し、グループ全体におけるシナジー効果および補完効果を最大限に発揮することで、当社グループの成長をより確かなものにすることが可能になると考えております。

宮田工業といたしましても、双方の生産拠点、販売拠点の効率的運用による物流コストの低減等のシナジー効果および補完効果を、よりスピード感を持って実現していくためには、当社の連結子会社というこれまでの関係からさらに踏み込んで完全子会社となり、当社とのガバナンスの一体化や、機動的かつ重点的な事業運営を可能とする迅速な意思決定の統一が必要であると考えております。これにより、当社グループの防災機器製品の生産機能一元化等、効率的な生産体制を構築することが可能となります。両社を取り巻く厳しい経営環境や当社グループの成長戦略も勘案したうえで、上記のようなシナジー効果を追求することが、宮田工業および当社の企業価値向上を実現させ、ひいては両社株主の利益に資するために、最善であると判断いたしました。

また、金融市場混乱により資金調達難が社会問題化しているところ、両社の資金繰りに問題はないものの、宮田工業の完全子会社化によって当社グループとしての一層の信用力の向上、資金の効率的な運用ならびに規模のメリットを生かした資金調達が可能となるものと考えております。

(2) 株式交換の方法及び内容

① 株式交換の日程（予定）

株主総会基準日（宮田工業）	平成21年３月31日（火曜日）
株式交換決議取締役会（両社）	平成21年５月18日（月曜日）
株式交換契約書締結（両社）	平成21年５月18日（月曜日）
株式交換契約承認株主総会（宮田工業）	平成21年６月25日（木曜日）
宮田工業株式 最終売買日	平成21年７月27日（月曜日）
宮田工業株式 上場廃止日	平成21年７月28日（火曜日）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成21年８月１日（土曜日）

（注）1. 本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、当社については簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ないで行う予定です。

2. 宮田工業株式は、本株式交換に伴い、平成21年7月28日をもって上場廃止となる予定です。

② 株式交換比率

会社名	モリタホールディングス （株式交換完全親会社）	宮田工業 （株式交換完全子会社）
株式交換に係る 割当ての内容	1	0.55
株式交換により 発行する新株式数	新株式の発行は行わない予定であります。	

（注）1. 株式の割当比率

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の宮田工業の株主名簿に記載または記録された宮田工業の株主（当社を除きます。）に対し、その所有する宮田工業の普通株式１株につき、当社株式0.55株を割当てます。

ただし、当社が保有する宮田工業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

2. 株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式3,204,813株を割当て交付する予定ですが、交付する株式は当社が保有する自己株式3,204,813株を充当する予定です。また、株式交換により割当て交付する株式数については、当社による宮田工業株式の取得、宮田工業が単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。なお、本株式交換により宮田工業の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234 条の規定に従い、当該端数については株主に対して金銭の交付が行われることになります。

③ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

本株式交換の株式交換比率については、その公正性および妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社及び宮田工業は、その算定結果を参考に、本公開買付けの買付価格、少数株主保護および株主平等の原則等を総合的に勘案し、宮田工業株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一価格を基準として、両社において株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、それぞれ平成21年５月18日に開催された取締役会において、本株式交換に係る株式交換比率を決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月19日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載の通り、会社は、平成21年５月18日開催の取締役会において、宮田工業株式会社（以下「宮田工業」という。）との間で、会社を株式交換完全親会社とし、宮田工業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（ 47,607）	（負債の部）	（ 22,346）
流動資産	13,291	流動負債	10,838
現金及び預金	3,793	短期借入金	6,000
受取手形	63	1年内返済予定の長期借入金	1,637
前払費用	9	未払金	347
短期貸付金	7,128	未払費用	10
1年内回収予定の長期貸付金	70	預り金	2,750
繰延税金資産	17	賞与引当金	51
その他	2,212	役員賞与引当金	36
貸倒引当金	△3	その他	6
固定資産	34,316	固定負債	11,508
有形固定資産	22,755	長期借入金	8,677
建物	6,024	預り保証金	140
構築物	407	繰延税金負債	346
機械装置	137	再評価に係る繰延税金負債	2,183
車両運搬具	0	その他	161
工具、器具及び備品	128		
土地	16,056	（純資産の部）	（ 25,260）
建設仮勘定	0	株主資本	27,033
無形固定資産	174	資本金	4,746
ソフトウエア	166	資本剰余金	4,362
その他	8	資本準備金	1,638
投資その他の資産	11,386	その他資本剰余金	2,723
投資有価証券	2,506	利益剰余金	20,425
関係会社株式	8,483	利益準備金	1,234
長期貸付金	55	その他利益剰余金	19,190
その他	565	配当準備積立金	1,000
貸倒引当金	△224	固定資産圧縮積立金	1,071
		別途積立金	15,739
		繰越利益剰余金	1,379
		自己株式	△2,501
		評価・換算差額等	△1,772
		その他有価証券評価差額金	△172
		土地再評価差額金	△1,600
資産合計	47,607	負債純資産合計	47,607

損　益　計　算　書

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**8,814**
売上原価		**6,855**
売上総利益		**1,958**
営業収益		**1,409**
販売費及び一般管理費		**2,587**
営業費用		**1,232**
営業損失		**451**
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	458	
雑収入	591	1,147
営業外費用		
支払利息	209	
雑損失	182	392
経常利益		**303**
特別利益		
固定資産売却益	37	
貸倒引当金戻入額	302	
投資有価証券売却益	28	
会員権売却益	2	371
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	489	
会員権評価損	12	
減損損失	744	
その他	1	1,249
税引前当期純損失		**574**
法人税、住民税及び事業税	105	
法人税等調整額	△526	△420
当期純損失		**153**

株主資本等変動計算書

（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成20年３月31日残高	4,746	1,638	2,726	4,365	1,234	1,000	1,106	15,239	1,077	19,657
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△423	△423
当期純利益									△153	△153
固定資産圧縮積立金の取崩							△34		34	—
別途積立金の積立								500	△500	—
自己株式の取得										—
自己株式の処分			△2	△2						—
土地再評価差額金の取崩									1,355	1,355
会社分割による減少									△10	△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	△2	△2	－	－	△34	500	302	767
平成21年３月31日残高	4,746	1,638	2,723	4,362	1,234	1,000	1,071	15,739	1,379	20,425

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年３月31日残高	△2,496	26,272	330	△1	△244	84	26,356
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△423					△423
当期純利益		△153					△153
固定資産圧縮積立金の取崩		―					―
別途積立金の積立		―					―
自己株式の取得	△10	△10					△10
自己株式の処分	5	3					3
土地再評価差額金の取崩		1,355					1,355
会社分割による減少		△10					△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△502	1	△1,355	△1,856	△1,856
事業年度中の変動額合計	△4	760	△502	1	△1,355	△1,856	△1,095
平成21年３月31日残高	△2,501	27,033	△172	－	△1,600	△1,772	25,260

個　別　注　記　表

＜重要な会計方針＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

   その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

   時価のないもの……移動平均法による原価法

   (2) たな卸資産　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
   なお、平成20年10月１日の会社分割により、期末現在、たな卸資産は保有しておりません。

   (3) デリバティブ　時価法
3. 固定資産の減価償却の方法

   有形固定資産（リース資産を除く）
   定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
   なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
   （追加情報）
   平成20年度の法人税法の改正に伴い、当事業年度から耐用年数の変更を行っております。
   この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、当事業年度における営業損失が32百万円増加、経常利益が40百万円減少、税引前当期純損失が40百万円増加しております。

   無形固定資産（リース資産を除く）
   定額法を採用しております。
   なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

   長期前払費用
   期間内均等償却を採用しております。

リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,704百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として94百万円を投資その他の資産「その他」として計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. ヘッジ会計の処理方法
(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

7. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞

1. 棚卸資産の評価に関する会計基準

当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）を適用しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用しております。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。この変更による損益に与える影響はありません。

＜貸借対照表の注記＞

1. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務　短期金銭債権　9,147百万円
　　短期金銭債務　2,856百万円
　　長期金銭債権　55百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　9,538百万円
3. 保証債務
　下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。
　株式会社モリタユージー　200百万円
　康鴻森田（香港）有限公司　99千米ドル
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
　・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
　・再評価を行った年月……平成14年３月31日
　・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
　　… 1,541百万円

＜損益計算書の注記＞

1. 損益計算書の表示
　当社は平成20年10月１日付の会社分割により持株会社へ移行しております。これにより持株会社移行後は関係会社に対する業務手数料、不動産賃貸収入等が主たる収益となるため、従来の事業に係る売上高と区分して「営業収益」として表示しております。
　また、営業収益に係る原価と販売費及び一般管理費を合わせて「営業費用」として表示しております。
2. 関係会社との取引高　売上高　583百万円
　　営業収益　1,409百万円
　　仕入高　1,165百万円
　　営業取引以外の取引高　1,255百万円
3. 減損損失
　当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	大阪府東大阪市	土地	744

(2) 減損損失の認識に至った経緯
　当事業年度においては、大阪府東大阪市の旧枚岡工場は、譲渡先が決定されたことなどにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法
　当社は、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜株主資本等変動計算書の注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　4,566,298株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	20百万円
退職給付引当金	△29
役員退職慰労引当金（長期未払金）	65
償却限度超過額	109
その他有価証券評価差額金	117
固定資産評価損	28
貸倒引当金限度超過額	21
会員権評価損	42
土地再評価に係る繰延税金資産	1,946
関係会社株式評価損	121
減損損失	40
その他	36
繰延税金資産小計	2,521
評価性引当額	△2,116
繰延税金資産合計	404

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△733
土地再評価に係る繰延税金負債	△2,183
繰延税金負債合計	△2,916
繰延税金資産の純額	△2,511

＜リースにより使用する固定資産の注記＞

貸借対照表に表示した固定資産のほか、車両運搬具等をリース契約により使用しております。

＜１株当たり情報の注記＞

1. １株当たり純資産額　596円45銭
2. １株当たり当期純損失（期中平均株式数による）　3円63銭

なお、１株当たり当期純損失の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純損失	153百万円
普通株式に係る当期純損失	153百万円
普通株式の期中平均株式数	42,360千株

＜重要な後発事象の注記＞

株式交換

当社は、平成21年５月18日開催の取締役会において、宮田工業株式会社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、宮田工業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

その内容については連結注記表における重要な後発事象に関する注記と同様のため記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月19日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載の通り、会社は、平成21年５月18日開催の取締役会において、宮田工業株式会社（以下「宮田工業」という。）との間で、会社を株式交換完全親会社とし、宮田工業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第７６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年５月21日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役) 広瀬　郷 ㊞

常勤監査役 西田一成 ㊞

監査役(社外監査役) 松村和宜 ㊞

監査役 益田莞爾 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

期末配当に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　５円
　総額211,761,220円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成21年６月29日（月曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）附則第６条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年１月５日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第７条（株券の発行）及び第８条第２項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰り上げその他条文の整備を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（株券の発行） 第　７　条　当会社は株式に係る株券を発行する。	（削　除）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第　８　条　当会社の単元株式数は1,000株とする。 ２．当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	（単元株式数） 第　７　条　（現行どおり） （削　除）
（株式取扱規則） 第　９　条　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第　８　条　当会社の株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。
第　10　条 ～ 第　11　条　（条文省略）	第　９　条 ～ 第　10　条　（現行どおり）
（基準日） 第　12　条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第　11　条　当会社は、毎年３月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第　13　条 ～ 第　33　条　（条文省略）	第　12　条 ～ 第　32　条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第　34　条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	（剰余金の配当） 第　33　条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

現　行　定　款	変　更　案
２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月３０日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月３０日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
第 35 条 〜 第 36 条　（条文省略）	第 34 条 〜 第 35 条　（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役 新村鋭男、中島正博、浅田栄治、北村賢一、土谷和博、川口和三の６氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	新　村　鋭　男 （昭和11年８月８日生）	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成14年７月　当社代表取締役会長（現在） 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長（現在） ［他の法人等の代表状況］ ㈱モリタテクノス代表取締役会長	158,000株
2	中　島　正　博 （昭和25年２月３日生）	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長（現在） 平成20年10月　㈱モリタ代表取締役社長（現在） ［他の法人等の代表状況］ ㈱モリタ代表取締役社長	79,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
3	北村賢一 （昭和25年11月24日生）	昭和48年４月　手塚興産㈱入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成16年５月　当社執行役員、環境事業本部長 平成18年６月　当社取締役（現在） 平成20年10月　㈱モリタ環境テック代表取締役社長（現在） ［他の法人等の代表状況］ ㈱モリタ環境テック代表取締役社長	23,000株
4	土谷和博 （昭和24年７月30日生）	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社入社、執行役員 平成18年４月　当社防災事業本部長 平成18年６月　当社取締役（現在） 平成20年10月　㈱モリタ防災テック代表取締役社長（現在） ［他の法人等の代表状況］ ㈱モリタ防災テック代表取締役社長	14,000株
5	川口和三 （昭和18年10月25日生）	昭和43年４月　松下電器産業㈱入社 平成元年１月　鹿児島松下電子㈱取締役 平成４年６月　九州松下電器㈱取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成８年６月　同社専務取締役 平成15年６月　松下電器産業㈱常任監査役 平成20年６月　当社取締役（現在）	5,000株
6	白井幸喜 （昭和37年11月８日生）	平成５年10月　当社入社 平成15年10月　㈱モリタエコノス経営企画室長 平成16年６月　同社取締役 平成18年６月　同社常務取締役 平成20年４月　当社経営企画室長・法務室長（現在） 平成21年４月　当社執行役員、管理サービス本部長（現在）	5,000株

（注）1.　各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2.　川口和三氏は、社外取締役候補者であります。
3.　候補者　川口和三氏につきましては、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 西田一成、益田莞爾の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	浅田栄治（昭和28年12月８日生）	昭和52年３月　当社入社 平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役(現在) 平成21年４月　当社監査室 担当(現在)	28,000株
2	佐々木純（昭和28年11月６日生）	昭和52年４月　ミノルタ㈱入社 平成14年11月　当社入社 平成16年３月　当社法務室長 平成17年３月　当社経営企画室長 平成19年７月　当社関連事業室長(現在)	7,000株

（注）　各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役６名（うち社外取締役１名）及び監査役４名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額33,400千円（取締役分31,000千円（うち社外取締役分500千円）、監査役分2,400千円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する支給金額の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内略図

兵庫県三田市テクノパーク１番地の５

株式会社モリタ　三田工場会議室

TEL (079)568-7800

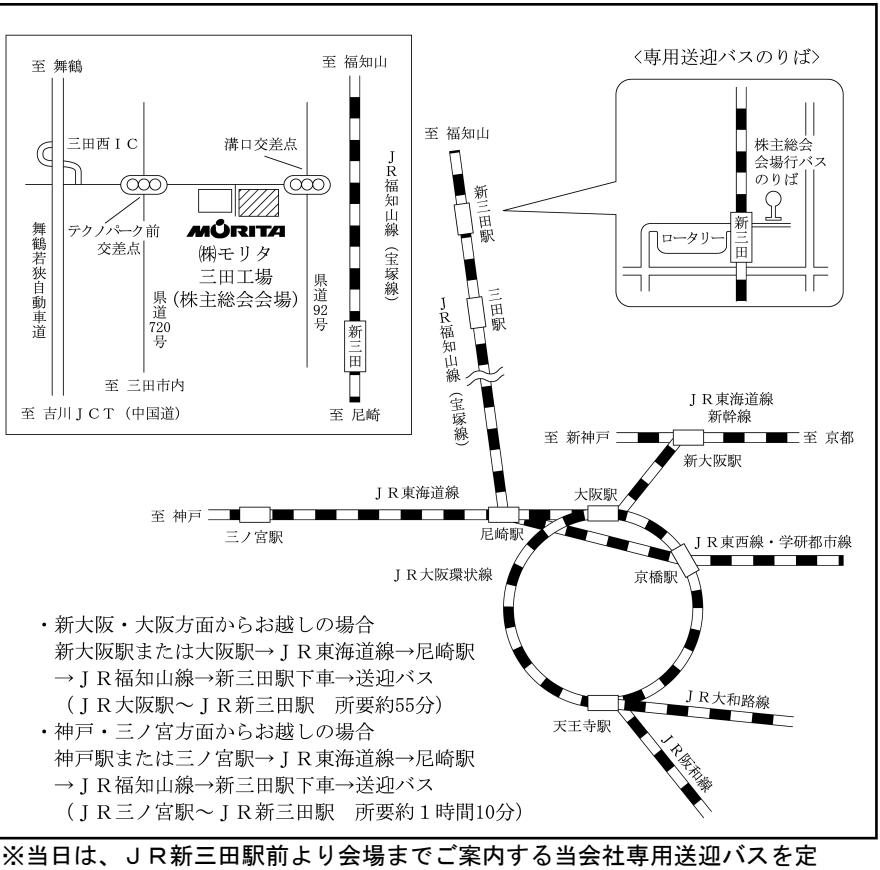

・新大阪・大阪方面からお越しの場合
　新大阪駅または大阪駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ大阪駅～ＪＲ新三田駅　所要約55分）
・神戸・三ノ宮方面からお越しの場合
　神戸駅または三ノ宮駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ三ノ宮駅～ＪＲ新三田駅　所要約１時間10分）

※当日は、ＪＲ新三田駅前より会場までご案内する当会社専用送迎バスを定期的に配車いたしますのでご利用ください。（ＪＲ新三田駅から約15分）